

東京女子体育大学

平成 19 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 20 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京女子体育大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

認定期間は、平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

創設者藤村トヨの建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」が脈々と受け継がれ、これに基づく大学の使命・目的が学則などに明確に定められている。また、多様な広報手段や学校行事を通して学内外に周知している。

教育研究組織は、体育学部と「女子体育研究所」を含む 4 附属機関で構成され、教育研究の目的を達成するために相互の関連性を維持し、その機能を十分に発揮できる体制が整備されている。教育においては教養教育の充実に取組み、「社会奉仕体験」など特色ある科目を開講している。ただし、大学の教育方針などを意思決定する教授会においては、大学と短期大学が合同で運営されており、大学の独自性と責務を明確にする上で組織構成を改善することが必要である。

教育課程は教育目的を反映し、保健体育教員養成のための科目を中心に、体系的かつ適切に設定されている。

学生は、明確なアドミッションポリシーに基づき、志願者数と在籍学生数が安定的に確保されている。更に、学生への学習支援、学生サービス、就職支援などについてもその体制が整っており、教職員が連携して、きめ細かい指導・運営を行っている。

教員及び職員は、明確な採用・昇任方針に沿って適切に配置されている。しかしながら、大学教員と短期大学教員人事が同一基準で行われている点は改善が必要である。教員の教育活動を支援する制度として教務補佐員と SA(Student Assistant)を配置している点は評価できる。

管理運営は、大学の目的を達成するために大学及びその設置者の体制が整えられており、理事会や教授会の運営においても管理部門と教務部門の連携が適切に図られ、機能している。

財政状況については、長年にわたる収入超過を維持しており、大学運営に必要な財政基盤を十分に有している。また、会計処理及び財務情報公開も適切になされている。

教育研究環境は、十分ではないが必要な施設設備は整備されており、維持管理にあたっては専門の管理業者に委託し、安全性に配慮した運営が行われている。

社会連携では、地域交流センターを設置していることが特徴的で、地域の住民や行政機

関からの要請に応じて、学内のスポーツ指導者や選手の派遣、公開講座の開催、屋内プールを含むスポーツ施設の開放など人的・物的資源を積極的に社会に提供している。

社会的責務については、組織倫理に関する諸規定が定められており、人権対策、セクシュアルハラスメント、個人情報保護などの関連委員会が設置され、適切に運営されている。また、危機管理に対する体制も整備されている。教員及び学生の教育研究成果は、学内の刊行物やホームページを活用して学内外に公表している。

特記事項として、①創設者藤村トヨの教育実践を受け継いだ個を大切に教育②教員と職員が役割を分担・協力して行う学生指導一があげられている。この独自の教育方針を支柱として、多くの特色ある体制や活動が構築され、大学の教育研究活動に強い影響を及ぼしている点は特筆に値する。

また、実地調査終了直後から、評価で指摘された事項などに対応するため、教授会の組織構成、入学者数の適正化、教員の採用審査規定について検討するなど、改善・向上するための組織的な取組みを積極的に行っており、その迅速な対応に敬意を表したい。

III 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

わが国の女性の体育指導者養成機関として 100 年以上の伝統を有する大学の実質的創設者は藤村トヨである。創設者の教育信条である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を建学の精神として明記している。建学の精神に基づく大学の基本理念として、女性の特性を配慮し女性の感性を生かした実践力のある人材、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材、人間性豊かな人材の 3 点を掲げている。

大学の使命・目的としては、学則第一条で「保健体育に関する教授、研究を行い、有能な女子体育指導者を育成すると共に健全な良き社会人を養成することを目的とする」と明確に定められており、建学の精神・大学の基本理念を踏まえた表現になっている。更に、教務委員会を中心に検討を重ね、教育目標を定め、実現すべきミッションとして公表している。

これらの建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的は、大学要覧、学生便覧、「News Letter」、ホームページ、大学記念誌、更にキャンパスに設置されている石像・石碑や扁額、そして入学式やオリエンテーションなどの学校行事を通して学内外に公表され、十分に周知されていると評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

大学は1学部1学科（体育学部体育学科）の単科大学であり、附属機関として附属図書館、女子体育研究所、地域交流センター、健康管理センターの4機関が設置され、教育研究組織を構成している。地域交流センターは、地域社会の要請に応じて、学生の社会奉仕体験活動とその単位化及び専任教員による公開講座を開講し、学生の実践指導教育と地域の健康・スポーツ・芸術活動の普及振興に貢献している。

女子体育研究所は、教員の個人研究のテーマ・必要経費などの審査決定、共同研究の推進、研究フォーラムの開催など、他大学における研究委員会の機能を果たしている。教員の成果発表の場である「研究フォーラム」は学生にも開放されており、大学全体の研究活動への姿勢づくりに効果を発揮することが期待される。健康管理センターは、体育大学にとって大切なスポーツ障害のリハビリテーション、メンタルヘルス・カウンセリングに対応する役割を果たしている。

教育においては教養教育の充実に力を注いでおり、「建学の精神」「基礎学習技法講座」「社会奉仕体験理論」「社会奉仕体験実習」などの特色ある科目を設置していることが注目される。教養科目の専任教員比率が必修科目、選択科目ともに高い割合となっていることも教養教育重視の姿勢を示している。

大学の運営に関わる諸問題の連絡調整を目的に学長と各部長、附属機関の長らによる「部館長会議」が月1回開かれ、教授会提出議題について審議がなされている。また、教授会の翌日に課長連絡会が開催され、教授会の協議内容の伝達が行われるなど、教員組織と事務組織の円滑な連携が図られている。しかし、大学と短期大学が運営組織上分離されていないなどの問題点がある。FD(Faculty Development)活動を含む大学の将来構想などについては、教育改革推進委員会と教育課程編成委員会が設置され、検討が行われている。

【優れた点】

- ・地域交流センターを設け、学生の実践指導教育と地域の健康・スポーツ・芸術活動の普及振興に貢献し、高い教育効果を挙げている点は高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・教育研究に関わる学内の意思決定が、大学、短期大学の区別なく同一の機関（教授会及び各種委員会など）で審議されている。大学に関わる事項は大学で、短期大学に関わる事項は短期大学で行われるよう、組織構成の改善が必要である。

【参考意見】

- ・女子体育研究所は、研究委員会の機能を果たす仕組みになっているが、研究所としての成果が上がっているとは言えないので、研究所の役割・機能を含めて組織の見直しが望まれる。
- ・教養教育の考え方を大学教育全体の中に反映する組織上の措置として提言されている「教養・導入教育検討委員会」の早期の設置が望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

藤村トヨによる建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」は、現在の大学においても『女性の特性に配慮し、女性の感性を生かした指導・学習理論』を基盤に、きめ細かな教育指導を行い、高い専門性を身に付けた、実践力のある人材を育成します」という大学の教育理念の中に受け継がれている。また、それらの教育理念は、「本学は、時代の要請に応えることのできる、創造性豊かで、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材を育成します。特に、次代を担う子ども達の教育に関わる人材を育成し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員を幅広く養成する大学としての使命を果たします」という教育目標の中に明確に位置づけられている。

教育課程の編成は、これら教育の理念と目標を実現すべく保健体育教員養成のための科目を中心に、教養教育関連科目、体育・スポーツに関する専門科目、教職科目が体系的・段階的に学習できる編成がなされており、その内容も適切であると認められる。学生が求める資格取得に関連した授業科目も用意されている。また、音楽 2 単位を必修にし、ボランティア活動の単位化を図るなど、教育内容・方法に特色ある工夫が見られる。

教育・学習の評価に関しては、全ての授業科目に対して学生による評価がなされている。その結果を踏まえて「シラバスに基づく授業展開実施報告書」及び「授業評価報告」を教員が作成し、その後のシラバスの作成や授業計画・実施に生かしている。

【優れた点】

- ・ 3 年次に全ての学生が、ゼミに加えて 6 つの運動専攻コースに所属するなど、実技指導能力の育成が重要視されている点は、実践的な女子体育指導者の養成を目指す大学の建学の理念、教育目標に合致しており評価できる。

【参考意見】

- ・ 保健体育教員養成を目的とした教育課程編成のため、現在のところ各学年における修得単位数に大きな問題は見出せないが、短期大学と連携し、多様な資格取得に門戸を開いていることなどを考慮し、年次別履修科目登録の上限は設定することが必要である。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーが明確に規定され、適切に運用されている。これに基づき、安

定的な志望者数と在籍者数を確保している。

学生への学習支援は、入学直後の「フレッシュウィーク」をはじめとして、履修の仕方や授業の受講方法についての指導が行われている。更に、学生の自由な意見を聞くために学生相談箱の設置、オフィスアワーや学生による授業評価の実施、学生の自治活動である学友会と学生委員会の連携などによる支援に加えて、体育系大学の特徴であるクラブ指導教員を通じての学生指導など、多様できめ細かな指導がなされている。

学生生活・厚生補導については、学生委員会と学生課の教職員が協力して適切に支援している。学生への経済的支援は、日本学生支援機構の奨学金のほかに、大学独自のスポーツ奨学金と藤村学園育英資金がある。体育大学の学生活動の中心である部活動へは、その実績に応じて活動補助費及び後援会、学友会からの補助費として支援している。

健康管理については、健康管理センターが設置されており、医師である専任教員の所長以下、医師（非常勤）、看護師（専任）、理学療法士（専任教授）が学生及び教職員の健康管理にあっている。また、カウンセリングルームも開設されており、非常勤の臨床心理士が学生のカウンセリングにあっている。

就職・進学支援では、教員組織である就職対策委員会、事務局組織である就職対策部、更には就職支援センターを中心にきめ細かい指導がなされている。

【優れた点】

- ・学生宿舍「ふじ寮」の運営は、学生と寝食を共にした創設者の全寮制による教育実践を一部引き継ぐものであり、価値ある学生支援サービスとして評価できる。
- ・教員採用試験や公務員試験に向かって、昼休み時間などを活用して教員が支援する自主学習プログラム「Let's study」の取組みは評価できる。
- ・資格取得に関して、教員組織として「資格取得指導委員会」を設置し、更に「資格課」を置いて、公務員採用試験及び一般企業・体育施設採用試験のための対策講座などを開講し、資格取得に関わる指導を一元的に行っていることは評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準の定める必要指導教員数を上回っており、教育課程を遂行するために必要な教員が配置されている。

教員の採用は公募制・推薦制を併用し、昇任も合わせてその基準・方法については、「東京女子体育大学教員資格審査委員会規程」「教育職員資格審査基準内規」に定められている。ただし、大学教員と短期大学教員の人事が、同一基準で行われている点は改善が必要である。

授業担当コマ数については、原則として通年 8 コマ以内とし、それを上回る場合は非常勤対応と定められており、平均的には 7 コマ前後である。全体的には適切に授業担当時間

が配分されており、研究日を確保するなどの教育研究活動への配慮がなされている。

教務補佐員を採用し、実技授業の補助にあてている。受講者が多い授業科目を担当する教員からの希望があれば、当該科目履修済み学生の中から選任して、SA(Student Assistant)を配置している。また、聴覚障害の学生のために学生ボランティアなどのノートテーカーを2人配置している。

教員の個人研究費は、教育研究予算に加え、個人研究費、共同研究費、図書費、研究旅費など種別ごとに配分されている。

FD(Faculty Development)に関しては、FD 推進委員会を設置し、学生による授業評価として「授業に関するアンケート調査」の実施、教員による授業評価報告の提出、「研究フォーラム」の開催など教育研究活動の改善に取り組んでいる。現在、学生による授業評価を全科目実施し、それに基づき全教員による自己評価を実施して、結果を開示している。また、研究については平成18(2006)年度から「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学研究フォーラム」を開催している。

【優れた点】

- ・学生の授業評価結果に基づき、各教員が「授業評価結果への見解」として記述し、科目ごとにコメントしていることは、授業改善につながるものであり評価できる。

【改善を要する点】

- ・大学教員と短期大学教員の採用・昇任の審査が、同一委員会・同一基準で行われている点は改善が必要である。

【参考意見】

- ・教員の高齢化が顕著であるので、若手教員の採用を図り、対応することが求められる。
- ・ゼミを短期大学教員が担当しているが、大学専任教員に限定することが望まれる。
- ・多人数クラスが数多くあり、少人数授業の可能性を検討することが望まれる。
- ・教員の教育研究活動を支援するために、個人研究室の確保、個人研究費の増額、研究成果の教員評価への反映などを検討することが望まれる。
- ・教員の研究活動の活性化を図るため、科学研究費及びその他外部資金獲得への積極的な取り組みが望まれる。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

大学の職員は、短期大学部と兼務しており、大学と短期大学部の事務が一体的に実施されているが、大学の目的を達成するために必要な職員数は確保されている。

大学の教育研究上の目的を達成するための事務組織は、「学校法人藤村学園事務組織規

程」に詳細が規定されており、職員の職制や職務権限についても明確にされ、適切に整備されている。職員の採用、昇任などに関しても、就業規則、人事に関する規定、職員の任用内規など細かく規定され、これらに基づき実施している。ただし、組織が小さく各課の人員が少ないため、異動が困難な状況がある。

職員の資質向上については、文部科学省や日本私立大学協会など関係機関が行う研修の機会を捉えて積極的に参加している。また、近年は内部研修を実施するなどの取組みがなされている。

教育研究支援では、教員で構成する教授会や各種委員会に職員が幹事という形で積極的に参画していることがうかがえる。また、限られた職員数の中で実技授業の補助として教務補佐員を活用し、授業の円滑化を図るとともに教育効果を高めている。

【優れた点】

- ・実技授業の円滑な実施のため、卒業生を教務補佐員として配置し、教育効果を高めていることは評価できる。

【参考意見】

- ・将来に向かっての明確な人事政策を踏まえた採用や、若手・中堅職員を育てるための配慮が望まれる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するための管理運営体制が整えられており、業務計画に基づき業務が遂行されている。理事会開催に当たっては、学内理事会により事前調整が図られ、会議後は課長連絡会により審議、決定事項の周知徹底がなされている。教授会開催に当たっては、部館長会により教授会運営を効率化する体制を整えている。これらを支援する事務体制は適切に整備されている。また、理事会、教授会の構成員についても管理部門と教学部門からそれぞれ適切に配置され、相互の連携が適切になされている。

自己評価については、平成 5(1993)年から始められており、2 年ごとにまとめ及び報告書として整理されている。平成 8(1996)年からは全教員に個人業績報告書を、職員には自己申告書（事務職員職務業績評価）の提出を義務付けるなど、全教職員が職務遂行の向上に向けて意欲的に取り組んでいる。学生には、平成 10(1998)年から学生アンケートあるいは授業評価を、保護者には、平成 16(2004)年から大学評価を実施するなど幅広い観点から評価を実施している。

【優れた点】

- ・理事会、学内理事会及び教授会を頻繁に開催し、その審議、決定事項を会議翌日の課長

連絡会で周知徹底しており、山積する課題に迅速に対応する管理運営体制が整っていることは評価できる。

- ・法人の監事のうち1人を常任監事として配置している点が評価できる。

【参考意見】

- ・自己点検・評価などの結果を大学の中長期計画に具体的に反映させる取組みが望まれる。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

長年、安定した受験者数・入学者数を確保しており、人件費比率が比較的低いため、継続的な運営に必要な収支差額を十分に確保している。資金の蓄積も十分であり、借入金は計上されておらず、財務上は極めて健全であるといえる。

財務情報の公開については、「財務書類等閲覧規程」を制定し、保護者向けに発行している「学園便り」やホームページ上での事業報告書と合わせて詳細かつ適切に行われている。また、単に財務状況などを公開するのではなく、解説を加えるなど、分かりやすく説明されており、関係者に信頼と安心感を与えている。

現在、志願者数は減少傾向にあり、帰属収入の中で大きな比率を占める学生生徒等納付金収入を安定的に確保するためには、中長期的な視点での学生募集への対応が望まれる。

外部資金の導入については、堅実な資産運用を実施している。

【優れた点】

- ・毎年夏に、財務の将来見通しとして、7年先までの中期財務推計を作成し、これに基づき計画的な財務運営がなされてきたことなどにより、昭和61(1986)年以降、21年間にわたって収入超過であることは評価できる。
- ・財務情報の公開に関する規定が整備されている。ホームページに公開されている財務情報は、単なる公開ではなく、各種計算書に解説を付け加え、円グラフを入れるなどの工夫をして理解しやすい内容に努めていることは評価できる。
- ・資産運用については、資金運用に関する規定を制定し、各種引当資産や流動資産を効率的かつ安全・確実に運用し、資産運用収入を大幅に増額させたことは高く評価できる。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎はいずれも大学設置基準を上回って保有しており、図書館、情報処理実習室、女子体育研究所、運動生理学実験室、運動学実験室、トレーニング室、健康管理センターなどに加えて6つの体育館・ホール、陸上競技場、テニスコート、ソフトボール場などのスポーツ施設が整備されている。

図書館は、AV資料、パソコン、データ検索機、インターネット検索機が用意されるなど、豊富なアクセス機能を有するほか、十分な座席数も確保している。

屋内外のスポーツ施設は整備され、授業やクラブ活動に活用されている。しかし、女子スポーツが多様化し、参加する学生が多い実情を考慮すると、なお一層の施設整備が求められる。

健康管理センターには保健室に加えて、レントゲン室、リハビリテーション室、カウンセリングルームなどが整備されており、学生や教職員の健康管理に効果的に活用されている。そのほか、学生会館や部・同好会室、学寮などの学生のための厚生補導施設も整備されている。

講義室は、短期大学部との併用であるため、全体の学生数に比較して不足しており、今後の整備計画が期待される。

施設設備の維持管理については、専門の管理業者に委託するなど、安全性を十分考慮した運営がなされている。耐震補強やアスベスト除去など、近年問題となっている諸課題についても十分な対策が講じられている。

教育研究環境の改善については、老朽校舎の建替えが計画されているところであり、将来的に期待できる。

【参考意見】

- ・講義室は、1クラスの受講者数を考慮すると、数・広さともに不十分であり、防災の面からも今後の施設整備計画に期待する。
- ・学生のための憩いの場については、十分とは言えないので、今後の検討を期待する。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

地域交流センターを設置し、開かれた大学として社会貢献の機能を十分に果たしている。体育大学として、地域社会からの協力要請に対し、トップレベルのスポーツ指導者や選手などの人的資源、また屋内プールをはじめとするスポーツ施設などの物的資源を提供している。これらの機能の中核である地域交流センター、公開講座の企画運営、学生の社会奉仕体験に関する業務を行っている。公開講座は、平成18(2006)年度に15講座27回開催され、多くの市民が参加している。また、学生の社会奉仕体験も積極的に行われている。更に、ボランティア講座を開講し、「社会奉仕体験理論」及び「社会奉仕体験実習」として単位化し、学生の社会奉仕活動の啓発と活性化を図っている。

教育研究上では、企業や他大学との連携はほとんど行われておらず、今後の検討課題であるが、地域社会との連携では、学生の派遣が熱心に行われており、密である。また、地元の国立市や立川市の教育委員会などとの協力で小中学校における部活動指導補助などの支援を継続的に実施するなど、教員、学生の活動を通して地域社会との協力関係が構築されている。

【優れた点】

- ・トップレベルのスポーツ指導者や選手など、大学の持つ物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていることは評価できる。
- ・国立市や立川市教育委員会と連携して、学校教育活動支援としての小中学校における部活動の指導補助などを継続的に実施していることは評価できる。

【参考意見】

- ・教育研究上での企業や他大学との連携は不十分であり、今後は積極的に取組むことが望まれる。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

学校法人が社会的責務を果たすため、「学校法人藤村学園事務組織規程」「人事に関する規程」「服務規程」「職員の任用内規」「教務補佐員任用規程」「定年退職事務職員再雇用取扱要領」「事務嘱託に関する規程」「事務職員資格審査基準内規」「性差別及びセクシュアル・ハラスメント防止規程」「個人情報の保護に関する規程」などが定められている。

「人権対策委員会」「服務規律委員会」「性差別及びセクハラに関する専門委員会」「個人情報保護委員会」などに関連する委員会も設置されている。特に、性的嫌がらせに関しては、「性差別及びセクハラに関する専門委員会」を中心にパンフレットを作成し、教職員、学生に配付するなど、啓発活動に積極的に取り組んでいる。

個人情報保護に関しても、各部署に取扱いの注意事項を徹底させている。

緊急時、災害時への対応としては、平成 19(2007)年に「学校法人藤村学園危機管理規程」を制定し、災害時対応や連絡網を整備し、防災訓練を毎年実施している。特に、「藤村学園消防計画及び自衛消防組織」を作成し、職員で構成される自衛消防隊が日常の火災予防、地震時の対応にあたる体制が整備されている点は評価できる。

教員の研究成果は、大学紀要、女子体育研究所紀要、あるいは個人研究報告書によって学内外に発表されている。教育成果に関しては、運動クラブの競技成績を中心に、教職員や学生を対象に学内掲示板、保護者を対象に「学園便り」、高校生向けの「News Letter」、一般社会向けのホームページを通して、学内外に公表されている。